

1. 重要な会計方針

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

③出資金

ア 市場価格のあるもの・・・会計年度末における市場価格（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・出資金額

有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～47年

物品 4年～10年

引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについては、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得原価との差額を計上します。

なお今年度は引当計上はありません。

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）徴収不能見込額を計上しています。

③賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込み額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上します。

④退職給付引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

リース取引の処理方法

ファイナンスリース取引のうち300万円以上のものについては、リース資産として計上します。ファイナンスリース取引以外のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としております。このうち現金同等物は、短期投資の他、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでおります。

その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

該当なし。

表示方法を変更した場合には、その旨

該当なし。

資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

該当なし。

3. 重要な後発事象

主要な業務の改廃

該当なし。

組織・機構の大幅な変更

該当なし。

地方財政制度の大幅な改正

該当なし。

重大な災害等の発生

該当なし。

その他重要な後発事象

該当なし。

4. 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

該当なし。

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当なし。

その他主要な偶発債務

該当なし。

5. 追加情報

対象範囲（対象とする会計名）

一般会計

一般会計

一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

なし

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

出納整理期間を設けている。

表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額

に齟齬が生じる場合は、その旨

該当なし。

地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

財政健全化法の適用外であるため、該当なし。

利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

該当なし。

繰越事業に係る将来の支出予定額

該当なし。

その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

該当なし。

基準変更による影響額等（開始貸借対照表を作成しない場合。ただし、既に財務書類を作成しているが開始貸借対照表を作成する場合であっても注記することが望まれます。）

総務省方式改訂モデルから統一基準に基準を変更した際に、事業用土地について、再評価を行ったため、大幅に事業用土地の簿価が増加することとなった。

売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

該当なし。

減価償却について直接法を採用した場合、当該各有形固定資産の科目別または一括による減価償却累計額

事業用資産／建物 : 5,082,272,682円

事業用資産／工作物 : 0円

事業用資産／船舶 : 0円

事業用資産／浮標等 : 0円

事業用資産／航空機 : 0円

事業用資産／その他 : 0円

インフラ資産／建物 : 0円

インフラ資産／工作物 : 0円

インフラ資産／その他 : 0円

物品 : 9,570,427円

減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

記載なし。

基金借入金（繰替運用）の内容

該当なし。

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

該当なし。

将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

該当なし。

自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

新幸荘改修工事に係る債務負担行為として、35,041,000円、高浜荘移転改築工事に係る債務負担行為として127,742,000円それぞれ、長期未払金として計上されている。

管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）（地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、注記することが望まれます。）

該当なし。

道路、河川及び水路の敷地について、基準モデル等に基づいた評価を当該評価額とした場合は、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」63段落による評価額

該当なし。

基準変更による影響額の内訳（開始貸借対照表を作成しない場合）

記載なし。

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

余剰不足となっており、固定資産の取得について地方債の依存度が高い状況となっている。

基礎的財政収支

記載なし。

既存の決算情報との関連性（上記で示した「②一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異」に係るものを除きます。）

記載なし。

資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

記載なし。

一時借入金の増減額が含まれていない旨並びに一時借入金の限度額及び利子の金額

記載なし。

重要な非資金取引

記載なし。